

# 裁判官にきく裁判員制度

2009 年から裁判員制度が開始されました。裁判員制度とは、私たち市民が刑事裁判に参加し、被告人が有罪か否か、有罪の場合にどのような刑に処するかを裁判官とともに決定する制度です。私たちは 18 歳になると、裁判員に選ばれる可能性があります。裁判員に選ばれたらどうなるのでしょうか？刑事裁判手続はどのように進んでいくのでしょうか？裁判官はそこでどのような役割を果たしているのでしょうか？

本講演会では、静岡地方裁判所の裁判官に裁判員制度の概要・実際の運用を中心にお話しいたします。

裁判官のお話を伺える大変貴重な機会です。奮って御参加いただければ幸いです。

日時 2024 年 7 月 12 日（金）4 時間目（14 時 40 分～16 時 10 分）

場所 3108 講義室（国際関係学部棟 1 階）

対象 静岡県立大学学部生、院生、教職員

参加に際し、事前の御連絡は不要です。お気軽にご参加ください。



お問い合わせ：国際関係学部 石川義道・坂巻静佳

\*本講義は 2024 度静岡県立大学国際関係学部教員特別研究推進費の助成を受けたものです。